

## 農業機器購入補助の選定方法

### 産業文化部農の魅力創造課

#### 1 事業の目的

農業機器購入支援事業補助金は地域計画の実現を推進し、市内農地の適正な保全及び市内農業の活性化に資することを目的とした事業です。

#### 2 補助対象者について

地域計画において、地域内の農業を担う者として位置付けられた農業者等かつ、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で交付を決定します。

##### (1) 要件

###### ア 申請者が個人である場合

市内に在住する農業者であって、地域計画における目標年度の経営面積が1 ha 以上であること。

###### イ 申請者が法人である場合

市内に所在する農業法人等であって、地域計画における目標年度の経営面積が1 ha 以上であること。

###### ウ 申請者が団体である場合

市内の集落営農組織であって、地域計画における目標年度の経営面積が、区域内の農用地等面積の1割以上であること。

##### (2) 補助対象となる農業機器

トラクター、田植機、乾燥機、脱穀機、コンバイン、農業用冷蔵庫（保冷库）、農業用ドローン等の専ら農業用として製造販売されている機器類で、補助事業者等が購入及び専ら利用し、その農作業の効率化に資するもの。

#### 3 予算の範囲を超える交付申請があった場合

以下の審査項目に基づいて評価し、合計点の高い者から採択します。審査の結果、同じ点数の申請者が複数いた場合は、補助対象経費の金額の大きい者を上位とします。

##### (1) 地域計画における現在の経営面積

##### (2) 地域計画における目標年度の経営面積

##### (3) 地域計画における集積面積

##### (4) その他の加点（認定農業者若しくは認定新規就農者/新品を購入）

##### (5) その他減点（過去に本事業の利用実績がある）